

JIS Q 1011:2009

JIS A 5308:2009

製品の品質項目	製品検査方法	品質基準	検査基準	試験基準
1. 種類 ⁽¹⁾ a) 種類 b) 指定事項	1' 購入者と協議のうえ指定した事項の検査は、受渡当事者間の協議によって行うことを規定する。	3. 種類 表1. レディーミストコンクリートの種類 協議事項 a) ~ q)	10.5 指定事項	-
2. 品質 a) 強度 b) スランプ又はスランプフロー c) 空気量 d) 塩化物含有量	2' 品質及び容積の試験については、"公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分なを持つ第三者機関" ⁽²⁾ に依頼してもよい。	4. 品質 4.1. a) 強度 4.1. b) スランプ 4.1. c) スランプフロー 4.1. d) 空気量 4.2 塩化物含有量	10. 検査 10.2 強度 10.3 スランプ又はスランプフロー、空気量 10.4 塩化物含有量	9. 試験方法 9.2 強度 9.3 スランプ 9.4 スランプフロー 9.5 空気量 9.6 塩化物含有量
3. 容積	3' 容積の検査は1回以上/月行っていることとし、この検査を申請者の工場出荷時に行ってもよい。なお、工場出荷時に容積の検査を行う場合の単位容積質量は、空気量の0.5を見込んで補正することを規定する。	5. 容積	-	9.7 容積
4. 配合 ⁽³⁾		6. 配合	-	-
5. 報告 ⁽⁴⁾ , ⁽⁵⁾ a) レディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料 b) レディーミストコンクリート納入書		12. 報告 12.1 レディーミストコンクリート配合計画書及び基礎資料 12.2 レディーミストコンクリート納入書	-	-

注⁽¹⁾ JIS該当品とJIS外品との区分が明確になるように管理する。

⁽²⁾ "公平であり妥当な試験のデータ及び結果を出す十分な能力を持つ第三者機関"は、次をいう

- a) JIS Q 17025に適合することを、認定機関によって、認定された試験機関。
- b) JIS Q 17025のうち該当する部分に適合していることを試験機関自ら証明している試験機関であり、かつ、次のいずれかとする。
 - 1) 中小企業近代化促進法(又は中小企業近代化資金等助成法)に基づく構造改善計画によって設立された共同試験場
 - 2) 国公立の試験機関
 - 3) 民法第34条によって設立を認可された機関
 - 4) その他、これらと同等以上の能力のある機関

⁽³⁾ 次のとおりである。

- a) 1. で定めた種類について**標準配合を規定する**。また、標準配合の変更及び修正の条件・方法を規定する。
- b) 配合設計の基礎となる資料によって、**配合設計基準を規定する**。
 また、**アルカリ反応抑制対策の方法を明示し**、アルカリ反応抑制対策の基礎となる資料、砕石及び砕砂を用いる場合には、微粒分量の範囲を決定する根拠となる資料、並びにスラッジ水を用いる場合には、濃度管理に基づく目標スラッジ固形分率の決定根拠となる資料を備える。
 なお、高強度コンクリートの場合には、構造体コンクリートの圧縮強度と標準養生した供試体の圧縮強度との関係のデータを整備する。

⁽⁴⁾ 納入後に計量記録及び算出した単位量の記録を整備する。また、5年間計量記録を保管する(平成22年4月1日から適用)。

⁽⁵⁾ スラッジ水の管理記録を整備する(使用している場合)。